

# 第4章 被扶養者

## 1. 健康保険での被扶養者とは

日本国内に住所を有し、被保険者により主たる生計を維持され一定範囲内の関係にある者を被扶養者として保険給付を行うこととされています。

次項の認定基準にあるように、通例稼働年齢に属し、労働能力を有し、自ら報酬を得ていると考えられる者の扶養認定は、厳正かつ十分な調査を行ったうえでの認定となります。

## 2. 被扶養者の認定基準

(目的)

第1 この認定基準は、健康保険法第3条第7項に基づき、被扶養者の認定を公平に行うため具体的事項を定めています。

(被扶養者の範囲)

第2 被扶養者とは、日本国内に住所を有し、主として被保険者により生計を維持され、かつその状態が継続されるとみなされる者が次に該当した場合に限ります。

(1) 直系尊属

父母（養父母を含む）祖父母、曾祖父母

(2) 配偶者

夫、妻、（婚姻の届けをしていない者が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

(3) 子、孫、兄弟姉妹

子（養子を含む）、孫、兄弟姉妹

(4) おじ、おば、甥、姪、曾孫、配偶者の連れ子等血族および姻族であって、被保険者と同一の世帯内に住居をとにする者

(適用除外)

第3 認定対象者のうち、次に該当する場合は、適用除外となります。

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の者及び65歳以上で一定程度の障害がある者）

(2) 日本の国籍を有しない者で病院・診療所に入院し医療を受ける者やその日常生活の世話をする者

(3) 日本の国籍を有しない者で一年を超えない期間において観光・保養等を目的に滞在する者

(被扶養者の帰属)

第4 同一世帯で扶養能力のある者が2名以上いる場合は、扶養義務の程度、収入、世帯内での地位等を総合的に勘案し家計の主体となる者を判断し、その者に被扶養者を帰属させることとなります。

## 2. 夫婦共同扶養

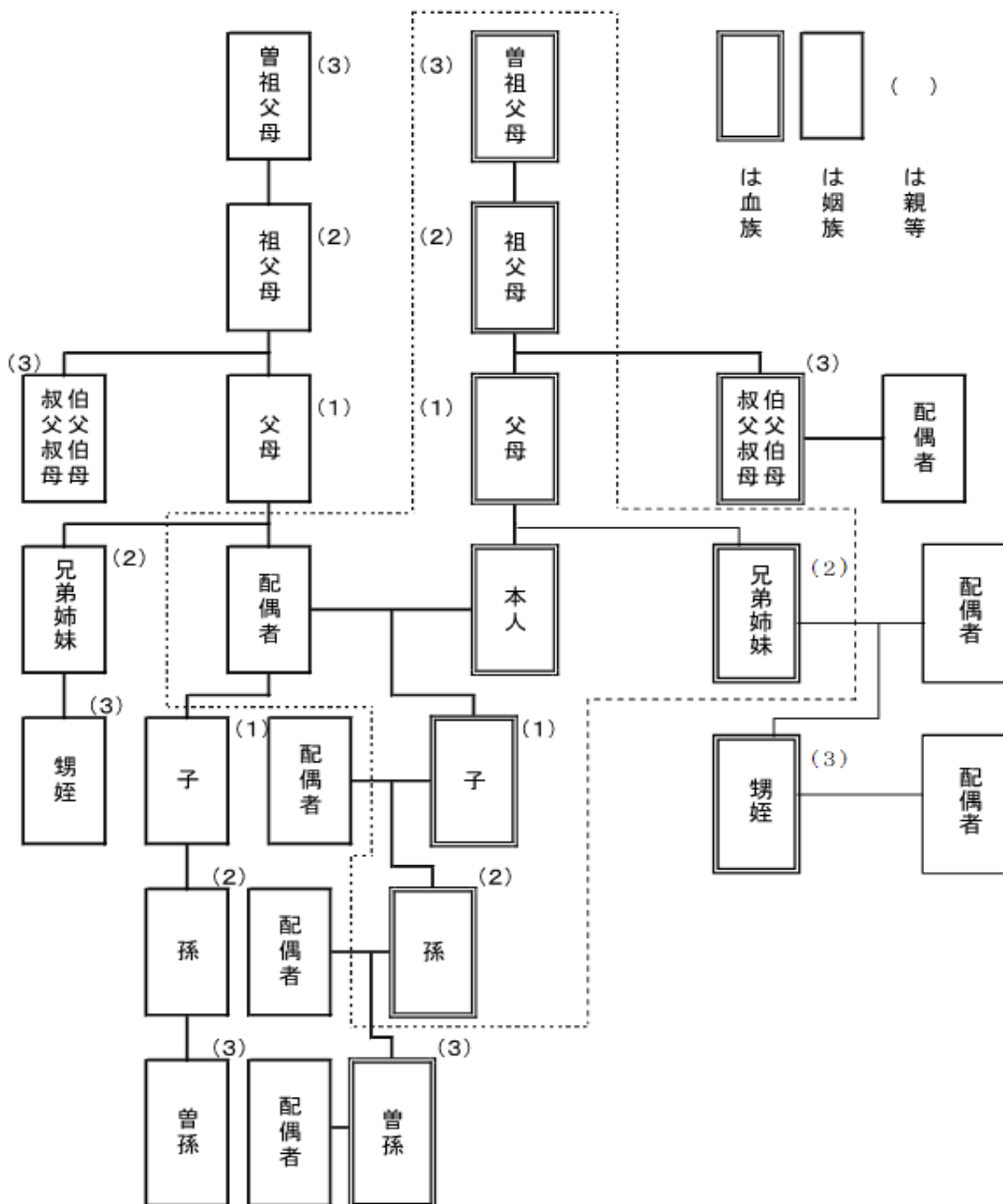
被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として年間収入の多い方の被扶養者となります。

ただし、夫婦双方の年間収入が、同程度の場合は、家計の実態、世帯内の地位等を総合的に勘案し例外的にその者に被扶養者を帰属させる場合があります。

### 3. 認定対象者が父母等夫婦単位である場合

認定対象者のどちらか一方に認定の収入基準額以上の収入のある場合はその収入により生計が維持されているものと見なし、その一方の被扶養者となります。

被扶養者の範囲、三親等内の親族一覧図（数字は親等数）



・点線の枠外の者が被扶養者となるには被保険者との同居が必要

(認定の収入基準)

第5 認定対象者に収入があるときは、次にあげる(1)(2)の条件を満たす者につき被扶養者として認定します。

(1) 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の者である場合又は、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する者である場合は180万円未満)

※収入基準額については、月額・日額についても基準があります。

・年間収入130万円未満が基準→108,334円未満/月額、3,612円未満/日額

・年間収入180万円未満が基準→150,000円未満/月額、5,000円未満/日額

(2) 認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入(可処分所得)の2分の1未満(認定対象者が夫婦単位の場合は、双方の収入の合算額を年間収入とします。)

なお、可処分所得は年間収入の85%(年間収入が300万円未満の者は90%、800万円以上は80%)

## 2. 同居の場合

認定対象者が被保険者と同一の世帯に属している場合、第5の(1)に定める額以下であって次の算式により算出した世帯平均生計費未満の者が認定となります。

$$\text{世帯平均生計費} = \frac{\text{被保険者世帯の年間収入} + \text{認定対象者の年間収入}}{\text{被保険者} + \text{被扶養者数} + \text{認定対象者数}}$$

### 【事例1】(同居の場合)

被保険者の年間収入が600万円、被扶養者数が3人で、認定対象者(60歳未満1人)の年間収入が100万円の場合

#### 1. 収入の把握

(1) 被保険者の年間収入は510万円(可処分所得85%)

(2) 認定対象者の収入は100万円

#### 2. 認定要件

(1) 60歳未満なので130万円未満

(2) 被保険者の年収の1/2(255万円)未満

(3) 世帯平均生計費122万円未満(※参照)

※ 世帯平均生計費計算式

$$\frac{(510 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円})}{(1 \text{ 人} + 3 \text{ 人} + 1 \text{ 人})} = 122 \text{ 万円}$$

#### 3. 判定

(1) 130万円未満、(2) 1/2未満、(3) 世帯平均生計費未満全て要件を満たしているので認定

### 【事例 2】（同居の場合）

被保険者の年間収入が 800 万円、被扶養者が 2 人で、認定対象者が父と母（2 人とも 60 歳以上）で父の収入が年金 160 万円、母の収入がパート収入 80 万円の場

#### 1. 収入の把握

- (1) 被保険者の収入は 640 万円（可処分所得 80%）
- (2) 認定対象者の収入は夫婦なので合算額 240 万円

#### 2. 認定要件

- (1) 父母ともに 60 歳以上のため、それぞれの基準額は 180 万円未満
- (2) 被保険者の収入の 1/2（320 万円）未満
- (3) 世帯平均生計費 176 万円未満（下記※1 参照）

※1：世帯平均生計費計算式

$$\frac{(640 \text{ 万円} + 240 \text{ 万円})}{(1 \text{ 人} + 2 \text{ 人} + 2 \text{ 人})} = 176 \text{ 万円}$$

#### 3. 判定

(1) 父母の収入は父 160 万円、母 80 万円で、それぞれの基準額未満、(2) 父母の収入の合算額は 240 万円で、被保険者の収入の 1/2 未満、(3) 父母の平均収入は 120 万円で、世帯平均生計費 176 万円未満全て要件を満たしているため認定

### 3. 別居の場合

認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合、第 5 の (1) に定める額以下であって、認定対象者の収入額を超える援助を行い、かつ下記基準額以上の援助を行っている者につき、次の算式より算出した認定対象者世帯の一人当り生計費の方が被保険者世帯の一人当り生計費より少ない場合に認定します。

ただし、認定対象者が配偶者である場合、または全日制の学校に就学中の者である場合は、この算式を適用しません。

援助の下限基準額（居住場所が同一の場合）

認定対象者の人数	援助下限額
1 人	6 万円（月額）／ 72 万円（年額）
2 人	7 万 5 千円（月額）／ 90 万円（年額）
3 人	9 万円（月額）／ 108 万円（年額）
以後 1 人増加する毎に 1 万 5 千円（月額）／ 18 万円（年額）を増加する	

$$\text{被保険者世帯の一人当り生計費} = \frac{\text{被保険者の年間収入} - \text{援助額}}{\text{被保険者} + \text{被扶養者数}}$$

$$\text{認定対象者世帯の一人当り生計費} = \frac{\text{認定対象者の収入} + \text{援助額}}{\text{認定対象者数}}$$

### 【事例3】（別居の場合）

被保険者の年間収入が900万円、被扶養者が3人で、認定対象者は父が60歳以上で収入が年金80万円、母が60歳未満で収入がパート収入50万円の場

#### 1. 収入の把握

- (1) 被保険者の収入は720万円（可処分所得80%）
- (2) 認定対象者の収入は夫婦なので合算額130万円

#### 2. 認定要件

- (1) 父母の基準額は、父は60歳以上のため180万円未満、母は60歳未満のため130万円未満
- (2) 被保険者の収入の1/2（360万円）未満
- (3) 被保険者は認定対象者の収入130万円及び援助下限額の90万円を超える援助（仕送り）を行ったうえで、認定対象者世帯の一人当り生計費131万円（下記※2参照）が、被保険者世帯一人当り生計費147万円未満（下記※1参照）

※1：被保険者世帯一人当り生計費計算式

（援助額は130万円を超える金額が必要となるので132万円と仮定した例）

$$\frac{(720 \text{ 万円} - 132 \text{ 万円})}{(1 \text{ 人} + 3 \text{ 人})} = 147 \text{ 万円}$$

※2：認定対象者世帯一人当り生計費計算式

$$\frac{(130 \text{ 万円} + 132 \text{ 万円})}{2 \text{ 人}} = 131 \text{ 万円}$$

#### 3. 判定

- (1) 父母の収入は父80万円、母50万円で、それぞれの基準額未満、(2) 父母の収入の合算額は130万円で、被保険者の収入の1/2未満、(3) 認定対象者世帯一人当り生計費が131万円で被保険者世帯一人当り生計費147万円未満全て要件を満たしているため認定

（認定対象者の収入）

第6 認定対象者の収入には、勤労収入、年金、恩給、雇用保険、利子収入、不動産収入、健康保険法及び労災保険法による休業補償費等実質的に収入と認められるもの全てが含まれます。

（収入の把握）

第7 事業収入は、年間の実績が確認できる確定申告書等の写しから、事業のための直接的必要経費を差し引いた額を収入額とします。

2. 被保険者や親族等が経営する自営業に、認定対象者が従事している場合、専従者給与額及び役員報酬として支払われている額を認定対象者の収入として判断します。

3. 勤労収入は、雇用契約に基づいて算出します。雇用契約により算出しがたいときは、1日の収入額に稼働可能日数を乗じて算出した額とします。

(雇用保険失業給付受給者の認定時期)

第8 雇用保険失業給付受給に関する取り扱いは次のとおりです。

失業給付を受給する者、または受給中の者で基本手当日額が当組合の定める基準額内(3,612円未満。ただし、認定対象者が60歳以上または、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する者である場合は5,000円未満)である者は認定の収入基準により審査し取り扱います。

基本手当日額が上記以上の場合、取り扱いは次のとおりです。

- (1) 失業給付を受給するまでに給付制限期間がある場合は、その期間は認定
- (2) 失業給付の受給開始から終了するまでの間は不認定
- (3) 失業給付受給終了後で認定基準に該当する場合は認定
- (4) 失業給付短期特例被保険者の場合は、離職後翌日から受給日数経過後に認定

※その他の手当が受給できる場合も上記の取り扱いに準じます。

(国内居住要件)

第9 認定対象者は、原則、日本国内に住所を有する者となります。

ただし、海外で就労し国内で全く生活していない等、国内に住所を有していても明らかに居住実態がない場合は、認定対象外となります。

(国内居住要件の例外)

第10 日本国内に住所を有していないが、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる次に該当する者は、国内居住要件の例外として認定対象となります。

なお、例外に該当する場合はその旨を証明する書類の添付が必要となります。

- (1) 外国において留学をする学生  
＜添付書類例＞査証、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
- (2) 外国に赴任する被保険者に同行する者  
＜添付書類例＞査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
- (3) 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者  
＜添付書類例＞査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等の写し
- (4) 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、(2)と同等と認められるもの  
＜添付書類例＞出生や婚姻等を証明する書類等の写し
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者  
＜添付書類例＞その者の状況に合わせて個別に判断

※添付書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要となります。

(被扶養者の認定事務手続)

第11 被保険者が被扶養者を有することとなったときは、事由発生から5日以内に「健康保険被扶養者異動届」(適3)にその事実を証する書類を添え届け出してください。

(被扶養者の身分・生計維持に関する証明書類)

第12 「健康保険被扶養者異動届」(適3)には、身分関係又は生計維持に関する確認のため下記の公的証明書を添付してください。ただし、省略要件に該当する場合、身分・生計維持関係の確認に係る書類の添付を省略することができます。

目的	添付書類	省略要件
身分関係 続柄の確認	・戸籍謄本又は戸籍抄本 ・住民票(同居の場合) のいずれか	届出に個人番号の記載があり、かつ 事業主において認定対象者の続柄に 関する情報を確認している場合。
生計維持関係 同居(同一世帯)の 確認	・住民票	届出に個人番号の記載があり、かつ 事業主において認定対象者の世帯に 関する情報を確認している場合。

※後述の「被扶養者異動届に係る添付書類一覧」にて、添付書類として戸籍謄本及び住民票の提出が『必須』又は『該当者』となっている者については、省略することができません。  
また、当組合の審査において、確認が必要と判断した場合においても添付が必要となります。

- (1) 個人番号が誤っていることが判明した場合は、後日、公的証明書類の提出及び個人番号届の提出をお願いすることがあります。
- (2) 公的証明書の有効期間は、発効日より90日以内です。

(被扶養者削除の届け出)

第13 被扶養者が次の事項に該当したときは、事由発生から5日以内に、被扶養者(減)異動届(適4)の届け出をしてください。

- (1) 被扶養者が被扶養者認定基準の要件を欠くに至ったとき
- (2) 収入の額にかかわらず勤務して健康保険の被保険者の資格を有したとき

被保険者の資格を有するとは

1. 収入金額にかかわらず被保険者の資格を取得したとき。
2. 被保険者の資格を取得していないが、被保険者の資格取得要件を満たしているとき。

(認定の効力)

第14 被扶養者認定の効力は、届け出を受け付けした日より始まり、被扶養者の削除事項に該当した日に終わります。

ただし、届出書類の審査結果により、認定日が届け出を受け付けした日にならない場合があります。

また、やむを得ない理由(自己責任による届出遅延、失念は除く)で届け出が遅れた者については、被扶養者となるべき日まで認定の効力日を遡及する場合があります。

(再認定)

第15 被扶養者調査において、確認に必要な証明書等の提出を求め、再認定を行います。

2. 被扶養者の再認定において証明書等の提出を拒んだ場合、被扶養者資格を削除します。

(被扶養者の取消)

第16 事実に相違した申請により、被扶養者の認定を受けたことが判明したときは、被扶養者の資格を取り消し、すでに支給した保険給付費等があった場合、その全部又は一部の返還が発生します。

### 3. 被扶養者届の手続き及び添付書類

#### (1) 「健康保険被扶養者異動届」(適3)

被保険者の資格取得に伴う扶養者の異動や出生、婚姻等新たに扶養家族が増えた場合に届け出る調書です。事由発生から5日以内に届け出してください。

なお、調書を記入する際の注意点は次のとおりです。

ア. 認定対象者氏名欄には、必ずフリガナを記入してください。

イ. 個人番号欄は、在住市区町村より交付された番号(12桁)を正確に記入してください。(出生の場合で、個人番号が交付されていない場合を除く。)

ウ. 続柄欄には、「妻」「内縁の妻」「長男」「養子」「孫」「実父」「養母」「義母」「妻の養父」「叔母」「妻の叔父」「姉」「弟」「妻の妹」「甥」「姪」等詳しく記入してください。

エ. 職業欄には、職業の文字にこだわらず「小学校6年生」「高校2年生」「新聞配達」「家事従事」「家事手伝い」「利子収入」「賃貸収入」「配当収入」「年金収入」「農業収入」等その実態を簡潔に記入してください。

オ. 扶養することになった事由欄は、「結婚」「出生」「養子縁組」「被保険者新規取得に伴う」等簡潔に記入してください。なお、詳細理由については「被扶養者調査書」(適5)に記入してください。

カ. 扶養することになった年月日欄は、扶養の事実が発生した日を記入してください。(出生の場合は出生日、同居要件を必要とする者の場合は同一世帯に属した年月日等)

※「扶養することになった年月日」は扶養の実態が「いつからか」を確認するものであり、扶養認定日とは異なります。原則、扶養認定日は当組合が書類を受け付けした日となり、実態を確認したうえで決定します。

キ. 戸籍謄本等により事業主が扶養認定を受ける者の続柄が届け出の記載と相違ないことを確認した場合は、事業主記載欄にチェックしその旨を証明してください。

ク. 届け出を本人(被保険者)が作成又は届け出の記載内容に誤りがないかを本人(被保険者)が確認した場合は、証明欄にチェックしその旨を証明してください。

ケ. 住所欄には、認定対象者の居住地・住民票住所を省略せずに正確に記入してください。

コ. 資格確認書発行要否欄は、発行を希望する対象者のみチェックをしてください。発行が可能な対象者は以下の通りです。

(ア) マイナンバーカードを持っていない方

(イ) マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

(ウ) マイナンバーカードを紛失した方

(エ) 病気や身体の不自由により自身で医療機関の受診が困難の方

(オ) マイナ保険証への利用登録をしていない又は利用登録解除をした方

#### (2) 「被扶養者調査書」(適5)



前述した被扶養者異動届の届け出の際に添付していただく書類です。

16歳未満の子及び16歳以上の子で全日制の学校に就学中の者（在学証明書をもって調査書に代えるため）は必要ありません。

ただし、配偶者が認定されていない場合・養子・ひとり親家庭等は「被扶養者調査書」（適5）及び在学証明書の両方が必要です。

#### 被扶養者調査書（適5）の記入要領

##### 1. 扶養することになった理由

被保険者に扶養されるまでの経過及び被保険者によって生計が維持されている事実を確認するものです。

- (1) 「いつからいつまで」「どこで」「なにををしていた」という内容を明記し主たる生計を被保険者に依存していることが確認できる内容を記入してください。
- (2) 就学中以外の認定対象者は健康状態に問題がなければ通常就労可能な年齢にあると思われるため、現在どのような状況にあるか詳細を明記してください。
- (3) 認定対象者が子（養子を含む）の場合で、就職後何らかの理由で退職した場合、または卒業後就職先が決まらない状況にある方は、アルバイト等による収入が非常に多く見受けられます。このような場合は、「収入の有無」で該当するものにチェックをつけ、状況に応じて必要な添付書類を提出願います。

#### （事 例）

平成30年4月1日から〇〇商事に勤務し、令和6年3月31日に私事都合により退職。

退職後健康保険任意継続に加入し令和6年9月21日で雇用保険失業給付を受給終了した後、現在を以って無職につき生計費を被保険者に依存している。

任意継続資格喪失後、上記理由により令和6年10月11日より扶養される。

##### 2. 認定対象者が加入していた健康保険

認定対象者がこれまで加入していた（している）健康保険を確認するものです。該当するものにチェックをつけてください。

なお、認定対象者が任意継続被保険者である場合、被保険者資格が優先されるため、任意継続被保険者資格喪失後の認定となります。

※ 任意継続被保険者資格喪失通知（写し）の添付を願います。

##### 3. 別居の理由

認定対象者が被保険者と別居している場合のみ該当するものにチェックをつけてください。

- (1) 被保険者の単身赴任や進学等によって別居の場合、認定基準 第2の(1)～(3)においては、同居としてみなします。(内縁関係にあるものは除く。)

※ 同居確認を必要とする認定対象者は住民票の添付を願います。（「被扶養者異動届に係る添付書類一覧」を参照ください。）

(2) 別居理由がその他の場合は、理由と被保険者からの援助額（仕送り）を記載してください。

なお、認定が可能な被扶養者の範囲は限られています。（認定基準 第2参照ください）

また、援助額については定期的振り込みを証明するもの(※)が必要です。

※ 振り込みや払い込み時の用紙（写し）、預金通帳（写し）等

なお、必要に応じて追加書類を求める場合があります。

#### 4. 被保険者の配偶者の有無

認定対象者を共同し扶養する者がいないか確認するものです。該当するものにチェックをつけてください。

(1) 被保険者に配偶者がいるものの被扶養者ではない場合は、配偶者の収入を記載してください。

#### 5. 収入の有無

収入の有無を確認します。該当するものにチェックをつけてください。（「被扶養者異動届に係る添付書類一覧」を参照ください。）

(1) 有の場合、認定対象者の収入を書類により確認します。

ア. 給与収入・・・1ヵ月の平均収入、勤務先名称を記入してください。

※ 雇用契約書（写し）、直近の給与明細3ヵ月分（写し）

イ. 年金収入・・・受給している年金等の名称、年間支給額を記入してください。

年金は名称を問わず（厚生・共済・国民・基礎・障害・遺族・農業者・恩給等）全て対象になります。

60歳以上の者・配偶者を亡くされている者、障害認定を受けている者で年金の受給のない者は受給していない事実を確認します。

※ 直近の年金確認通知書（写し）又は年金振込通知書（写し）又は裁定通知（写し）

ウ. 自営業所得・・・事業の種類（営業・農業等）年間収入を記入してください。

※ 前年度確定申告書（写し）、収支内訳書（写し）又は青色申告決算書（写し）

【被保険者又は親族等が経営する自営業に従事している場合】

※ 経営者又は認定対象者の確定申告書（写し）（専従者給与、役員報酬の記載があるもの）

エ. その他・・・上記以外に収入がある場合は、その旨を確認できる公的証明等の書類が必要になります。

(2) 無の場合、認定対象者が無収入であることを書類により確認します。

ア. 2年以上無収入の場合

(ア) 家事専任・・・所得がないことを確認できる書類が必要になります。

※ 所得証明書（所得がないことを確認できるもの）

(イ) 学 生・・・高校・専門学校・短大・大学・予備校等などを確認できる書類が必要にな

ります。

※ 学生証（写し）又は在学証明書

※ 全日制以外の学生の場合は、別途収入確認書類が必要となります。

イ. 2年以内に退職の場合

(ア) 雇用保険を掛けていなかった場合（パート・アルバイト等で雇用保険を掛けていないような場合）

※ 勤務していた事業主から退職の事実と雇用保険を掛けていない証明を受けてください。

(イ) 公務員の場合

※ 退職辞令（写し）

役場や学校等で勤務されていても、臨時職員の場合は雇用保険の適用がありますので、確認のうえ必要書類を添付してください。

(ウ) 既に受給終了の場合

※ 「雇用保険受給資格者証の両面（写し）」

(エ) 受給しない場合

※ 「雇用保険失業給付等に関する誓約書兼同意書（以下、誓約書とする）」、  
「離職票1・2（写し）」又は「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）」

(オ) 受給期間延長の場合

※ 「誓約書」、「離職票1・2（写し）」、「受給期間延長通知（写し）」

(カ) 給付制限期間の場合

※ 「誓約書」、「離職票1・2（写し）」又は「雇用保険受給資格者証の両面（写し）」

(キ) 受給条件に満たない場合（雇用保険を掛けていても在職期間が6ヵ月未満等）

※ 「誓約書」、「離職票1・2（写し）」又は「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写し）」

(ク) 短期特例受給者の場合

※ 「雇用保険受給資格者証の両面（写し）」

ウ. 自営業（農業等）を廃業 ※ 廃業証明書（写し）

ただし、上記の書類だけで判断しかねる場合は他に公的証明等の書類を求める場合があります。

6. 市町村からの医療費助成

医療費助成対象の場合は該当するものにチェックをつけてください。

医療費助成は毎年本人の申請により更新を行います。被扶養者の人数や前年度の収入により決定されますので、扶養認定後に非該当通知を受けた者、又は新たに申請された者については随時報告願います。（市町村医療費助成該当者異動届）

ただし、上記の書類だけで判断が難しい場合は他に公的証明等の書類を求める場合があります。

(3) 「健康保険被扶養者（減）異動届」（適4）

被扶養者が収入基準額超過、就職、雇用保険失業給付の受給又は離婚等により扶養義務者が変更した等の理由により被扶養者が減少する場合の届け出です。

削除に伴う届け出は、事実発生から5日以内に提出してください。

異動届を記入する際は次の点に注意してください。

ア. 削除年月日は、就職した場合はその日、死亡した日はその翌日、その他の場合は扶養事実消滅の日を記入してください。

イ. 削除理由は該当する項目に○をつける。ただし、理由がその他の場合は理由を記入してください。

#### 4. 資格情報のお知らせの交付

事業所から「健康保険被扶養者異動届」（適3）が届け出されると当組合は「資格情報のお知らせ」を交付します。

資格情報のお知らせとは、自身の資格情報を確認できる通知書ですので大切に保管してください。負担割合の変更や記載内容に変更がない限り、交付は一度きりですが、き損や滅失により再交付を希望される場合は、当組合に「健康保険資格情報のお知らせ再交付申請書」（適23）を提出してください。なお、健康保険被保険者証利用登録を行ったマイナ保険証をお持ちの方で、スマートフォン等でマイナポータルにログインできる方は、自身の資格情報画面を確認できるため、再発行は行いませんのでご注意ください。また、資格確認書<sup>\*</sup>をお持ちの方は資格確認書に記載されているため再発行は行いません。

なお、保険医療機関等において保険診療を受ける際に機材トラブル等によりマイナ保険証を利用できない場合は、マイナンバーカードと併せて提示することで被保険者であることの証明書となります。資格情報のお知らせの下部右端は切り取り出来る仕様となっておりますので、マイナンバーカードと併せて携帯するよう、お願いします。

※資格確認書とはマイナ保険証をお持ちでない方に対して等組合が交付する現在の健康保険被保険者証に代わるものです。詳細は「第3章 被保険者証及び資格確認書」をご参照ください。

#### 5. 氏名等変更届

被扶養者の氏名変更があった場合、または申請内容に誤りのあることが判明した場合は、遅滞なく「氏名・生年月日・性別・続柄変更（訂正）届」（適10）を届出してください。

## 被扶養者異動届に係る添付書類一覧

被扶養者の届け出の際必要となる添付書類です。

身分・生計維持関係の確認のため、原則、公的証明書※1の添付が必須となります。※2

下記の対象者別一覧及び状況別一覧については、身分・生計維持関係の確認のための必要書類以外の必要書類を記載しております。

なお、下記の一覧以外にも必要に応じて確認書類の提出を求める場合があります。

対象者別一覧                      ◎ 必須      ○ 該当者

添 付 書 類		適5	戸籍謄本 ※8	住民票 ※8	仕送り
対 象 者					
配 偶 者	同 居	◎	○ ※3	○ ※3	
	別 居	◎			
子 ・ 養 子	同 居	○ ※4 ※5 ※6	○ ※5	○ ※4 ※5	
	別 居	○ ※4 ※5 ※6	○ ※5		○ ※7
(被保険者の) 父 母 ・ 祖 父 母	同 居	◎	◎	◎	
	別 居	◎	◎		◎
(配偶者の) 父 母 ・ 祖 父 母	同 居	◎	◎	◎	
	別 居	◎	◎		◎
兄 ・ 姉 ・ 弟 ・ 妹	同 居	◎	◎	◎	
	別 居	◎	◎		◎

※1 身分関係の確認に用いる場合は、戸籍謄本または戸籍抄本か住民票（同一世帯）のいずれか  
同一世帯の確認に用いる場合は、住民票

※2 届け出に個人番号の記載があり、事業主が公的証明書で扶養認定を受ける者の続柄又は世帯に関する情報について確認し、届け出の【事業主記載欄】に証明がある場合は、省略可。

※3 内縁関係にある場合は双方の戸籍及び住民票（別居では認定対象外）

※4 在学中以外で16歳以上の者（例：一度就職等により削除された者が再認定を受ける場合・卒業後進路未定により収入の不安定な者等）

※5 養子の場合・ひとり親家庭の場合

※6 配偶者が被扶養者に認定されていない場合（夫婦共同扶養での子供等）

※7 全日制の学校に在学中の者は除く

※8 戸籍謄本・住民票は被保険者と関係がわかるもの

### 状況別一覧

対象者の状況		添	付	書	類
収入 の あ る 者	勤 労 収 入	ア. 雇用契約書（写し）、給与明細3ヵ月分（写し）			
	事 業 収 入	自営業者	確定申告書（写し）、収支内訳書（写し）又は青色申告決算書（写し）、減価償却費の計算（写し）		
		被保険者、親族等が経営する自営業に従事	認定対象者の確定申告書（写し） ※専従者給与額、役員報酬額の記載があるもの		
雇 用 保 険	下記ア～ウにあてはまる場合、誓約書と状況に応じた書類 ア（受給しない場合） 離職票1・2（写し）又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写し） イ（受給期間延長の場合） 離職票1・2（写し）、受給期間延長通知（写し） ウ（給付制限期間中の場合） 離職票1・2（写し）又は雇用保険受給資格者証の両面（写し） エ（受給条件に満たない場合） 離職票1・2（写し）又は雇用保険資格喪失確認通知書（写し）				

収入のない方	学 生 (高校生以上)		ア. 学生証 (写し) 又は在学証明書 ※合格通知 (写し) でもよいがその場合は後日アを送付		
	過去の職歴	あり	事業収入	廃業証明書	
			雇用保険	ア. 受給資格者証 (写し) イ. 事業主の証明 ウ. 退職辞令 (写し) エ. その他	ア~エを状況により選択
		なし	所得証明書		
夫婦共同扶養		夫婦双方の源泉徴収票 (写し)			